

徳島県告示第二百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年六月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
医療法人一洋会	徳島市城東町二丁目六番一九号	徳島さくらクリニック 訪問看護	徳島市下町本丁五九番地一	介護予防訪問看護	令和六年六月一日